

ベトナム会計・税務

非独立採算の支社に対する付加価値税（VAT）還付・控除についての案内

2016年01月28日、税務局は、非独立採算の支社に対する付加価値税（VAT）還付・控除について案内するオフィシャルレター第427/TCT-KK号を発行した。内要は以下の通りである。

- 支社において直接商品販売をせず、帳簿形式で記帳を行っており、本社で付加価値税を申告、控除する場合、VAT課税対象である商品の生産・販売用のインボイスに支社の支社名、所在地及び税コードが記載され、かつ、関連規定に準拠する必要がある。
- 本社は、支社から受領してきた会計証憑一覧表及び会計証憑原本（仕入VATインボイスを含む）に基づいて、VAT控除確定申告及び記帳を行わなければならない。

労働者の子の学費の損金算入についての案内

2015年12月18日、税務局は、労働者の子の学費の損金算入について案内するオフィシャルレター第5452/TCT-CS号を発行した。内容は以下の通りである。

会社は労働者の子の学費等を直接支払い、当該支給額が会社負担の場合、社内規則に当該支払額について規定があり、適法な証憑・インボイスが揃っていれば、福利厚生費として、企業所得税の損金算入することができる。

ただし、2015年6月22日付の財務省の通達第96/2015/TT-BTC号第4条により、労働者へ直接支給する福利厚生費の合計は、会計年度1年間で課税対象年度の実際の1ヶ月の平均給与を超えてはならない。

2千万 VND を超える商品購入に対する銀行振込での支払証憑についての案内

2015年12月10日、税務局は、銀行振込での支払証憑について案内するオフィシャルレター第5317/TCT-KK号を発行した。内容は以下の通りである。

- 2千万 VND 以上の仕入商品の料金を支払うため、サプライヤーへ送金する場合、税務機関に当該銀行口座を登録し（税務機関が税務調査の通告する前に、追加登録を実施した場合を含む）、税額控除要件を充足するその支払金額は、付加価値税法に従ってVATの仕入税額控除及び還付の対象となる。また、企業所得税法に定めた要件を満たした場合、損金算入することができる。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 8 3930 5491

- 企業とサプライヤー両者が税務機関に銀行口座を登録しなかった場合、当該企業は仕入 VAT の仕入税額控除をすることができない。企業とサプライヤーは、規定に従って税務登録の違反処罰を受ける。

電話代に対する個人所得税 (PIT) についての案内

2015年12月9日、税務局は、電話代に対する個人所得税 (PIT) について案内するオフィシャルレター第 5274/TCT-TNCN 号を発行した。内容は以下の通りである。

従業員に対する毎月の電話代支給金額は定額支給分であり、雇用契約書に記載され、会社の規則に基づき、かつ企業所得税法の実施案内公文書についての課税所得の規定の範囲内であれば、従業員の個人所得税として課税されない。

ベトナム労務

社会保険及び失業保険の納付並びに労働災害の補償制度についての新しい案内

2016年2月17日、ベトナム社会保険機関は、社会保険及び失業保険の納付並びに労働災害の制度について案内するオフィシャルレター第 489/BHXH-BT 号を発行した。内容は以下の通りである。

- 2016年1月1日より社会保険、健康保険及び失業保険の納付は、使用者が決めた給与制度によって以下の通りに案内される。
 - 社会保険、健康保険及び失業保険の納付の算出給与最低額は、地域最低賃金額となる（政令第 122/2015/ND-CP 号に従う）。
 - 社会保険及び健康保険の納付の算出給与最高額は、地域最低賃金の 20 倍であり、同じく、失業保険の算出給与最高額は、地域最低賃金の 20 倍である。
- 労働災害及び職業病の補償制度（2016年1月1日から2016年6月30日）：社会保険法 2014 年及び 2016 年 1 月 1 日以前の案内公文書に従う。
- 労働災害及び疾病再発による労働能力の喪失に対する再評価手続き：社会保険機関の紹介状を削除する。

社会保険料の延納及び未納分に対する遅延利息の確定

2016年02月03日に、財務省は社会保険、健康保険及び失業保険の管理費並びに財務管理制度の実施について案内する通達 20/2016/TT-BTC を発行した。内容は以下の通りである。

社会保険料、健康保険料及び失業保険料の延滞による遅延利息の対象期間は、確定月

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 8 3930 5491

VIETNAM BUSINESS NEWS

の 2 ヶ月前の末日までが対象となる。

社会保険、健康保険及び失業保険に関する遅延利息の計算式：

(n)月の延滞金利息=(n-2) 月末まで未納額累計 x 延滞利率 (%/月)

- (n) 延滞金利息の確定月
- (n-2) は(n)月の直近 2 ヶ月
- 決定第 60/2015/QD-TTg 号第 6 条 3 項により、延滞利率 (月%) は、ベトナム社会保険機関により年初に公告された平均利率である。

通達第 20/2016/TT-BTC は 2016 年 3 月 20 日より有効となる。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491